

第三次京都府戦略的地震防災対策推進プラン

概要版

令和2年 月
京都府防災会議

第一 総 則

1 改定趣旨

令和2年月に改定した京都府戦略的地震防災対策指針（以下「戦略指針」という。）で定めた減災目標等を達成するため、戦略指針で体系化した「6つの政策目標」及び「17の目標」と「55の施策項目」ごとに具体的な事業を盛り込んだ「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定し、地震防災対策を計画的に推進

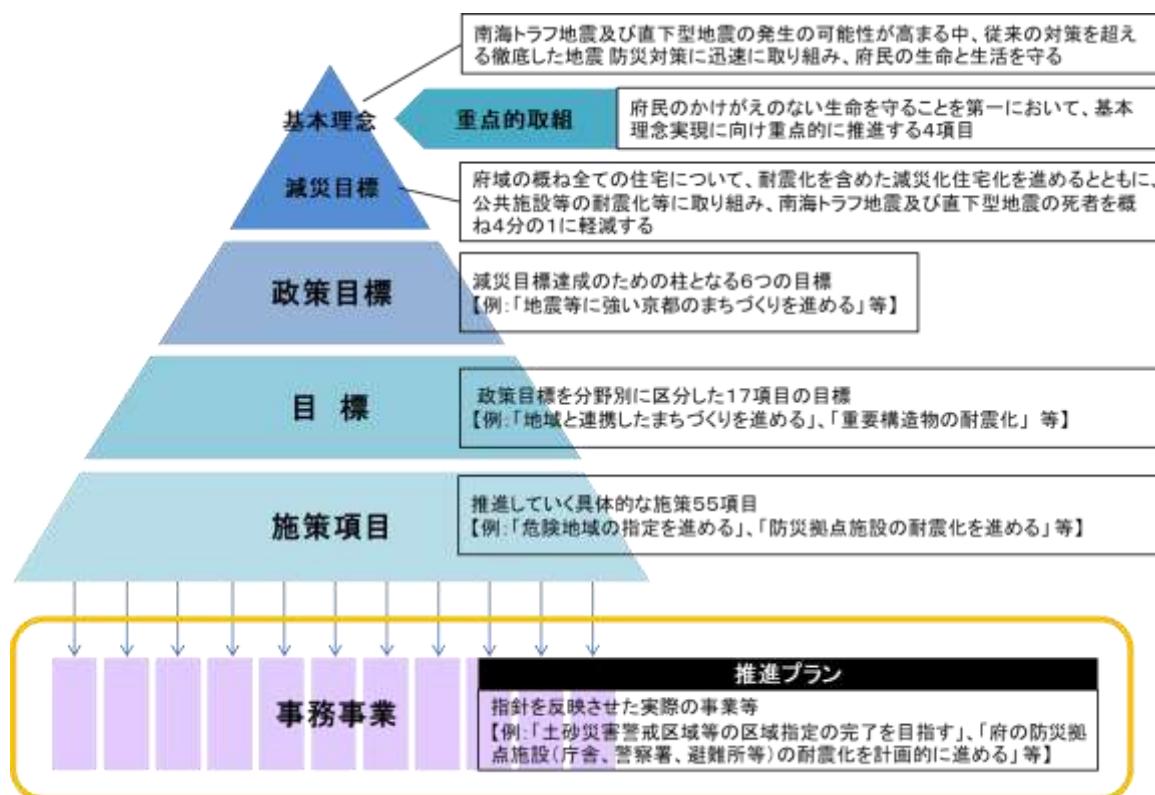
2 計画期間

令和2年度～令和6年度

（戦略指針の計画期間である令和2年度～令和11年度の前半の5年間）

3 戰略指針と推進プランの関係

推進プランは、戦略指針の実施計画として位置付け、戦略指針と推進プランの関係は、下図のとおり



4 実施主体

国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、ボランティア、N P O、企業、大学等

5 戰略性の確保

戦略指針で掲げた**重点的取組**（府民の生命と財産を守る、災害対応体制を強化する、地域力を高める、京都らしさを守る）に沿って事業を推進

6 地域特性に応じた対策の推進

京都府を山城・南丹・中丹・丹後・京都市の5つの地域に分け、それぞれの地域ごとの地震のリスクや特性等を分析・整理しそれぞれの地域特性に応じた地震防災対策を明記

○地震のリスク

南海トラフ地震及び京都府内・周辺の主要な活断層による直下型地震を想定

○社会的特性

地理特性、社会特性（人口、高齢化率等）、地震対策等の進捗状況（住宅、公共施設の耐震化率、自主防災組織、常備消防、消防団、土砂災害、孤立集落等）

7 戦略指針及び推進プランの実施について

（1）実施体制として、副知事を本部長とする「京都府戦略的地震防災対策推進本部」の設置やNPOなどの「多様な主体との連携」、関西広域連合などとの「広域連携」を記載

（2）目標については、戦略指針に掲げた減災目標や主要な施策項目の目標が達成できるよう、可能な限り数値化し、数値化が困難なものについては、達成しようとする目標の内容を出来る限り具体的に記載

（3）戦略指針及び推進プランの進捗管理

- ① 外部有識者で構成する「戦略的地震防災対策推進部会」により、各対策の達成状況を総合的に評価・検証し、進捗状況を毎年度、防災会議において報告・公表
- ② 各実施主体は、進捗状況を自己点検し、順次改善しながら事業を推進
- ③ 府民に対する意識調査を実施し、各施策の効果や進捗状況を把握し、評価
- ④ 部会による評価結果等踏まえ、京都府防災会議は、定期的に戦略指針及び推進プランの見直しを実施 など

第二 京都府戦略的地震防災対策推進プランの施策展開

推進プランの施策項目ごとの具体的事業について、戦略指針で掲げた重点的取組に沿って整理の上、展開

第三 戦略指針の目標達成の具体的事業

推進プランの施策項目ごとの具体的事業について、数値目標、達成時期、実施主体等を明記して記載

【具体的事業数】

6つの政策	事業数	
	うち新規	
1 地震等に強い京都のまちづくりを進める	<u>83</u>	<u>13</u>
2 地震等に強い京都の人づくりを進める	<u>48</u>	<u>3</u>
3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る	<u>14</u>	<u>0</u>
4 行政等の災害対応対策の向上を図る	<u>160</u>	<u>15</u>
5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する	<u>16</u>	<u>6</u>
6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する	<u>11</u>	<u>1</u>
合 計	<u>332</u>	<u>38</u>

【推進プランの特徴】

- 多様な主体の取組を記述 府・市町村の他 29機関の 61事業、市町村 156事業
- 先進的取組を明記し、府全体に普及（先進的取組 24事業）

例) 家具等の転倒防止器具設置等事業（京都市、久御山町）

防災協力農地登録制度（向日市）など

- 地震防災対策に繋がるものも幅広に記載

例) ブロック塀の生け垣化（緑化事業）→ブロック塀の転倒防止、不燃化対策

京都縦貫自動車道の4車線化→地震に強い基盤整備

一般家庭等における太陽光発電設置→停電時における電力確保

生活コミュニティの維持→地域の活力維持、共助体制の構築 など

【主な事業】

1 地震等に強い京都のまちづくりを進める

大規模地震の発生時、府民の生命の安全を第一に、被害を可能な限り軽減できるよう、建築物の耐震化・不燃化の推進、とりわけ今後10年のうちに南海トラフ地震や直下型地震が発生する可能性が高まっていることから、公共施設、大規模施設、医療機関等の耐震化を進めるほか、公園や道路・津波防護施設等の整備による防災空間の確保等を進める。

また、応急対策、復旧対策、被災住民の生活支援等に支障が生じないよう、インフラ（道路、

河川等) やライフラインについて耐震化等の地震対策を進める。

これらハード対策と併せ、災害危険情報の整備・共有を行い、府民の総力を結集した取組をまちづくりの段階から進めていくことで「地震等に強い京都のまちづくり」を進める。

○災害危険情報の整備・公表を行う【新規】

○府の防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化を計画的に進める
＜耐震化率 100% (R6) ＞

○民間の多数の者が利用する既存不適格建築物等の耐震化を進める

○感震ブレーカーの設置、災害発生時の火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための準備や行動について啓発を図る【新規・拡充】

○大規模盛土造成地の宅地耐震対策を進める【新規】

○府営水道施設の耐震化を進める＜宇治系送水管路耐震化対策完了 (R4) ＞【拡充】

○電力・通信施設の地震防災対策（無電柱化等）を進める＜10km の無電柱化に着手
＞【新規】 など

2 地震等に強い京都の人づくりを進める

阪神・淡路大震災では、倒壊家屋等から救助された8割の人が、家族や地域住民により助け出されたと言われている。また、東日本大震災では、本来被災者を支援すべき行政がその機能を喪失したため、自助や互助・共助の重要性が改めてクローズアップされた。

こうした点から、「自助」「互助・共助」「公助」が相互に連携し合う社会を構築することが重要であることから、地域のつながりを高めるとともに、自主防災組織の育成・充実などを図るとともに、地域コミュニティが弱まる傾向にあることから、ボランティアやNPOの取組を促進する。

また、防災意識の高い人材の育成・確保や防災教育・訓練の充実に努め、「地震等に強い京都の人づくり」を進めるとともに、これらの取組に当たっては、女性や様々な立場の方の参画の促進にも努める。

○地域でマイ防災マップを作成する＜全市町村＞

○全沿岸市町で津波ハザードマップを作成する＜H29＞【新規】

○地域防災に取り組む自主防災組織等を表彰する【新規】

○避難時の声掛け体制を構築する【新規】

○学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する

○災害ボランティアセンターの人材育成・充実を図る【拡充】 など

3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る

住宅倒壊は、人的な被害だけでなく、避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因となることから、今後10年で大規模地震の発生の可能性が高まっていることも踏まえ、府民の暮らしの基盤である命を守る住宅の耐震化及び減災化住宅化に重点的に取り組

み、「地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る」取組を進める。

○木造住宅等の耐震改修を進める<耐震化率を95%に近づける(R6)>

○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策等を進める

<家具固定率65%、減災化住宅率を97%に近づける(R6)>

※ 減災化住宅率：地震時に府民の命を守ることを最優先として、耐震化を含め、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等住宅の減災に関する幅広い対策を施された住宅で、府独自で設定したもの

○~~発災時に民間施設等を一時利用できる体制を整備する~~

○災害時における応急仮設住宅の供与に関する協定を締結した関係団体と連携し、その実効性を高める【拡充】など

4 行政等の災害対応対策の向上を図る

府・市町村は、府民の生命、身体、財産を守るという責務を果たすため、災害時に的確な情報処理を行い、迅速で効果的な災害対応ができる体制を構築するとともに、国や他府県、警察・消防・自衛隊・海上保安本部等の関係機関と連携した応援・受援体制の強化を図る。とりわけ、災害発生時の応急対応について整備した標準マニュアルのさらなる充実を図る。

また、被災者の生活物資の確保等の効果的な応急対策を実施するとともに、円滑で温かみのある避難所運営、公共インフラ被害の応急措置、生活再建の支援等を行う。

○府災害対策本部を備えた危機管理センターを設置する【新規】

○京都府災害時応急対応業務マニュアルを整備し、実効性を確保する【拡充】

○新たな総合防災情報システムの整備を行う<R3>【新規】

○民間企業がICT・AI技術を活用して提供する情報を入手し、災害対策に活用する仕組みを構築する【新規】

○市町村災害対策本部機能の代替施設を確保する【新規】

○全市町村において、業務継続計画を策定する<H31>

○京都府緊急災害医療チーム(DMAT)の養成(計64チーム以上)を進める【拡充】

○要配慮者の避難体制を確保する<全市町村で個別避難計画を策定>

○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、計画的な備蓄を進める<充足率100%(H30)>ニーズを踏まえて適切に備蓄を運営・管理する【拡充】

○災害廃棄物処理計画を改善する<全市町村で計画策定>【拡充】など

5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する

大規模地震による甚大な被害を軽減し、速やかに復興するためには、京都経済・活力を維持することが重要であることから、事業継続計画等を策定するなど企業や大学、地域の事業継続体制を確立し、とりわけ地域の持続的発展に寄与する中小企業による防災の取組を促進すると

ともに、防災における協力体制を構築する。また、あらかじめ復興計画の策定手順を定めるなど事前復興に取り組む。

- 府内の行政、関係団体、ライフライン機関等に、専門家を加えた等をメンバーとする推進会議を開催し、「京都BCP」の推進を図る
- 医療機関における連携型BCP（医療連携）を確立する【新規】
- 中小企業のBCP等の策定を支援する【新規】
- あらかじめ復興計画の策定手順を定めておくなど、事前の準備に取り組む
- 地元金融機関における連携型BCPを確立する
- 企業における事業継続体制を確保する
—<中堅企業の過半数でBCP策定(H32)> など

6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する

京都らしさを保った復興を実現するため、平時から、増加傾向にある外国人を含めた観光客や文化財の保護対策を進めるとともに、観光産業の再興等京都のイメージを守り、伝統産業、京都の伝統・文化の保持等京都文化を守ることに留意した震災復興基本方針及び震災復興計画を策定する体制づくりを進める。

- 各市町村に応じた災害時における観光客保護対策を進める
<全市町村で推進(H31)>
- 外国人観光客向けに多言語で防災情報を提供する【拡充】
- 市町村と連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進する【新規】
- 文化財データベースを整備し、府、市町村等の情報の共有化を図る など